

取得率はわずか3%、男性社員の育休事情

◆「男性社員の育児休業」の時代？

「男性の育児休業（育休）」に注目が集まっています。昨年、「ワンオペ育児」（女性ひとりによる育児）が流行語大賞にノミネートされたことからわかる通り、女性活躍を阻む要因として「男性の育児不参加」が社会問題となっています。

政府においても、昨年11月、男性の育休取得率を引き上げるための協議会を設置する方針を固めるなど、様々な動きがあります。

◆男性の育休取得率は3.16%

厚生労働省「平成28年度雇用均等基本調査」によれば、最新の育休取得率は、女性81.8%・男性3.16%です。男性の育児休業取得率を「2020年に13%」とする目標を掲げていますが、きわめて低いのが現状です。

ちなみに、「イクメン企業アワード2017」グランプリを受賞したソニー株式会社の取得率は51.1%です。同じく、男性の育児休業を推奨している厚生労働省の取得率は40.9%とのこと。

◆多くのイクメン社員は休業より休暇

そもそも、仕事と育児の両立を実現する方法は、育児休業だけではありません。

厚生労働省「平成29年度仕事と育児の両立に関する

育休取得がハードルとして高いなら、いろいろな休暇を取得して育児に参加するのもよいのではないのでしょうか。

実態把握のための調査」によれば、「男性の育児を目的とした休暇・休業の取得状況」で最も多いのは「年次有給休暇」（50.8%）で、次いで「配偶者出産休暇制度」（20.1%）、「育児休業」（8.2%）でした。

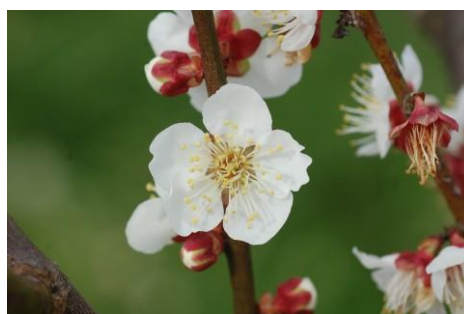
多くの男性は、何かと取得のハードルが高い育児「休業」ではなく、育児「休暇」を取得して、育児に取り組んでいます。

◆育児期間が長いほど仕事意欲がアップ

また、同調査では、育児の休業・休暇の期間が長い男性社員ほど「仕事にやりがいを感じる」という回答が増えた、という結果も出ています。企業にとって、男性社員に育児を目的とする長期の休みを与えることは、仕事へのモチベーションをアップさせる効果があると言えます。

育児休業取得により受給できる助成金もあります。

女性社員・男性社員を区別することなく、育児と仕事の両立を支援していきたいものです。



4月施行！「改正障害者雇用促進法」のポイント

それぞれに合った働き方があるのですから
障害者に合った働き方をしてもらい、企業
の力になってもらいたいものです。

◆民間企業の雇用障害者数が過去最高に

昨年12月12日、厚生労働省より「平成29年障害者雇用状況の集計結果」が発表され、民間企業における雇用障害者数（49万5,795人、前年比4.5%）、実雇用率（1.97%、前年比0.05ポイント上昇）がともに過去最高を更新したことがわかりました。

今年4月には「改正障害者雇用促進法」が施行される予定となっており、障害者雇用に対する関心はますます高まっていきそうです。

◆改正の内容

4月から施行される改正のポイントは以下の通りです。

（1）法定雇用率の引上げ

事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けられていますが、その率が、民間企業については現行の「2.0%」から「2.2%」に引き上げられます。

また、今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が「従業員50人以上」から「従業員45.5人以上」に変更されます（短時間労働者は1人を0.5人としてカウント）。

なお、平成33年4月までにはさらに「2.3%」への引上げが予定されています。

（2）法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎の対象は、これまで「身体障害者」および「知的障害者」に限られていましたが、新たに「精神障害者」が追加されます。

なお、昨年12月22日に開催された「第74回労働政策審議会障害者雇用分科会」において、障害者の雇用の

促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案が示され、精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法に以下の特例措置が設けられることが明らかになりました。

【特例措置の内容】

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなす（現行は1人をもって0.5人とみなしている）こととする。

◆今後の企業の対応は？

法定雇用率の引上げ等が行われることから、各企業においては、今後どのように障害者雇用に向き合っていくかが問われることになりそうです。



調査結果にみる「副業」に関する時間と収入の実態



◆「副業・兼業容認」が今後広がる？

昨年12月25日に、厚生労働省の「柔軟な働き方に関する検討会」が公表した報告書で、労働者が主体的に自らの働き方を考え、選択できるようにするために、同省が示すモデル就業規則を改定して、「労務提供上の支障や企業秘密の漏洩が生じる場合等以外は副業・兼業を認める内容に改めること」等が必要とされました。

また、副業の希望者数は1992年と2012年で比較すると、100万人以上増えています（10月3日同検討会資料）。

こうした動きを受け、企業は、自社の副業・兼業の取扱いを考える必要があるようです。

◆副業・兼業に充てる時間はどれくらい？

従業員が副業・兼業を行う場合の懸念事項の1つに、長時間労働となり業務がおろそかになることが挙げられます。

経済産業省の委託調査の結果では、「労働時間が長くなり本業に専念できない」と回答した人の割合は6%程度でした。具体的な時間数は、回答した2,000人の約半数が「週平均1～9時間」としています。

◆別の調査結果では10時間未満が約8割

また、エン・ジャパン株式会社が20～40代の正社員5,584名に対して昨年4月に行った調査の結果によれば、副業時間は週当たり「1時間未満」12%、「1～3時間未満」23%、「3～5時間未満」21%、「5～10時間未満」23%でした。

◆副業の形態はアルバイト、収入は月1～5万円が多い

同調査結果によれば、副業で行ったのは「アルバイト（接客・販売・サービス系）」が61%いる一方、インターネットを活用したものもあり、「ネットオークション・フリマサイト」が14%、「アフィリエイト」と「クラウドソーシング」が各7%でした。

また、月の収入は「1～3万円」「3～5万円」が各24%で約半数を占めますが、「10～20万円」も19%います。

2月の労務と税務の手続

1日 ○贈与税の申告受付開始<3月15日まで>

13日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付。

16日 ○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで>

今月号の内容につきまして、ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

65歳以上の単身世帯が40%を越す時期が近づいているそうです。確かに核家族化した世帯で、子供が成人して別世帯を持ち、夫婦どちらかが先に亡くなればそうなります。でも、これはショッキングな数字に思えます。これからの福祉、医療行政にも影響することでしょう。

数字だけで見れば、あまりよくない時代になりつつありますが、それを克服していかなければならない時代です。今のままでは、確実に次世代につけを回します。